

時習館学規第六条について

朱 全 安

江戸時代、諸藩は藩士の子弟を育成するための教育機関として藩校を興した。藩校の内容や規模は、藩によって様々であった。藩士の子弟はすべて強制的に入学させるが、庶民の子弟は原則的に入学できないことが多かった。最古の藩校は寛永十八年（一六四一年）に岡山藩主池田光政が設立した「花畠教場」であるが、その多くは、江戸時代後期に設立された。熊本の藩校「時習館」は江戸中期の宝暦五年（一七五五年）に、熊本城の隣、二の丸に細川藩八代藩主細川重賢しげけんが創立した。熊本藩士の子弟を人材として育成することを目的としていたが、庶民の子弟でも学力抜群な人物には入学が許された。朱子学者秋山玉山を初代教授に迎え、以来明治三年（一八七〇年）まで、百十五年間肥後の学問の中心となり、多くの優れた人物を輩出し、江戸時代の代表的な藩校となった。

一 時習館学規について

1. 時習館学規に提唱された漢文直読法

時習館に設置された教科は漢学（句讀・会講・詩文・復講・背誦・独看）・習字・習札の三科目であり、毎日時習館において教授された。その他、算術・音楽・古実礼式があり、定日を以って時習館において教授された。用いられた教科書は、『四書』—『大学』・『中庸』・『論語』・『孟子』—・『五經』—『易經』・『書經』・『詩經』・『礼記』・『春秋』—および『孝經』など中国古典の書籍であった。

時習館の開校に当たって、教授秋山玉山は十三箇条になる学規を撰した。その第

六条には、漢文を学ぶ方法について次のように記されている。

書須背誦誦須華音否則四声不明同訓相混字位或易語助或脱不足以供文辞之用和
讀之陋也故書必背誦誦必華音而後齋楚合焉彼此一焉是処之莊嶽之間之術也立漢
語之師⁽¹⁾

この条目は漢籍の学習方法についての規定であるが、その方法は、通常用いられる漢文に訓点を付して日本語の文法に従って読み下すという漢文読解法とは異なり、返り点によって訓読せずに、中国語の発音・語法に従って、上から下へ音読し、理解する方法である。この方法はしばしば漢文直読法と呼ばれる。なぜ秋山玉山は時習館学規の中でこのような漢文学習の方法を提唱したのか、それまでの漢文学習法はどのようなものであったのかについて小論で考察してみたい。

2. 時習館教授秋山玉山

秋山玉山（一七〇二年—一七六三年）は江戸中期の肥後（熊本）の人で、名は儀・定政。字は子羽。通称は儀右衛門で、号は玉山・青柯である。儒者として熊本藩に仕え、二十三歳の時に藩主細川宣紀の参勤に従い、熊本より江戸へ行き、そこで林大学頭鳳岡に師事し、林門に学ぶこと十年に及んだ。それ以前に、秋山玉山は熊本藩の藩儒水足屏山に徂徠学を学んでいた。荻生徂徠は、漢文は中国音で直読すべきだと主張していたので、時習館学規の第六条の内容からみれば、秋山玉山は荻生徂徠の影響を受けたと考えられる。

二 漢文直読の源流

1. 漢文とは

漢文の読み方を論じる前に、まずその概念を明確にする必要があるであろう。種々の定義を参考にして、ここでは、漢文の意味を以下のように規定する。

(1) 「時習館学規」（文部省編『日本教育史資料』三（臨川書店、昭和四十五年）、卷八）、二〇三丁。

①中国語の文言体文（口語体に対する文語体の文章）。

②中国古来の文言体文に倣って日本人が綴った文章。

時習館学則で言及された漢文とは中国古来の文章・文学に倣って日本人が書いた文章ではなく、中国人が書いた中国語の文言体文であり、即ち中国語文そのものである。

元来、日本と中国との交流の歴史は古く、中国語を表記する漢字が日本に伝來したのは、日本で自国語を表記する文字が未だ案出される以前のことであった。そのため、漢字はまず日本語を表記する手段として利用された。そして次第に、日本の支配者層の間で、漢文教育が行われるようになった。このことは、漢字を一個の外国語を記す文字として認識することを困難にし、漢文の内容を中国語本来の法則に従って読み解くより、漢字の表す意義を閑却して、日本語の流れに沿ってこれを理解するという形を取り、たとえ中国の文章であっても、外国語であることは殆ど意識されず、漢文は日本人にとって外国語文でありながら、これを完全に一個の外国語とする感覚が希薄とならざるをえなかつた。

2. 漢文教育の推移

日本の漢文教育の歴史は古く、『古事記』・『日本書紀』によれば、応神天皇十六年二月、王仁により、中国の儒学の經典『論語』十卷と『千字文』一巻が日本に将来されたという⁽²⁾。

(2) 「又百濟國に、若し賢人有らば貢上れと科せ賜う。故命を受けて貢上れる人名は和邇吉氏。即ち論語十巻千字文一巻并せて十一巻を、是の人に付けて貢進りき。……」（『古事記』中巻、明宮の段、応神、百濟の貢。原文の書き下しは、幸田成友校訂『古事記』（岩波書店、昭和十八年）、一三六頁による）『日本書紀』卷第十、応神天皇では、上『古事記』記事に当たる部分に、「十六年春二月、王仁来之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁。莫不通達。所謂王仁者、是書首等之始祖也。……」とあり、特に『論語』・『千字文』等の書名は言及されていない。王仁将来の『千字文』については、早くから疑義が提出されていた。既に新井白石は『同文通考』の中で、『千字文』は応神天皇の治世に後れることおよそ百九十年、著されたもので、當時世になく、王仁が献った一巻は漢黃門令河東史游作の『急就章』のごとき小学の書であり、それを『古事記』撰述の当時、世に広く行われていた『千字文』を誤って伝えられたものと論じ、また本居宣長も『古事記伝』で同じくこれを論じている（辻善之助『日本文化史』I（春秋社、昭和二十八年）、一二二頁一一四頁を参照）。本稿では、なお通説に従い、『古事記』中巻、明宮の段の記事に従つておく。

このことは、公式に日本における漢学伝来の初めであり、儒学伝来の初めであるとされている⁽³⁾。

『論語』は中国では人間万物の存在の哲理を説いた道徳・倫理の書物であり、儒学の経典であるが、『千字文』も『論語』と同様に道徳書であるばかりか、当時から、漢字学習の初等的教科書の役割も果たしていた⁽⁴⁾。日本の最古の古典『古事記』と『日本書紀』が厳密な意味での史書と見做されないにしても、少なくともそれが撰述された時期に、当時の上層あるいは支配階級、あるいは文化・教養志向の人々の間で、『論語』と『千字文』が最も幅広く利用されたことが推定できよう。当時日本における漢学の内容は主として儒学であり、『論語』が「日本人が古来無意識的に履行してきたしきたりや風習と、大きな矛盾も摩擦もなく、固有の道徳を、徳目によって整理し、理論的な裏づけをした」⁽⁵⁾一種の実践道徳説であると見做されたため、漢学への、同時に、日本人の思想形成の上での有力な手引きとなった。『千字文』も漢学伝来の初期から、読み書きの力をつける入門書、同時に道徳の教科書としての役割を果たした。

応神天皇の時期に『論語』・『千字文』の日本伝来に次いで、儒教の経典たる「四書」・「五経」を研究する経学も伝えられた⁽⁶⁾。当時、漢学の教育は、これらの漢籍

-
- (3) 儒教の伝来については、「十五年秋八月壬戌朔丁卯，百濟王遣阿直岐，貢良馬二匹。……阿直岐亦能讀經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是，天皇問阿直岐曰，如勝汝博士亦有耶。對曰，有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖，荒田別・巫別於百濟，仍徵王仁也。……」（『日本書紀』卷第十、応神天皇）を以って、表面上儒教の伝来と見做す（『日本文化史』I、一二〇頁一一二一頁）。
 - (4) 尾形裕康『我が国における千字文の教育史的研究』（校倉書房、昭和四十一年）・同『近代日本における千字文型教科書の研究』（早稲田大学出版部、昭和五十三年）参照。
 - (5) 尾形裕康『日本教育通史研究』（早稲田大学出版部、昭和五十五年），六頁。
 - (6) 後にも触れるように、五経博士の渡来は繼体天皇の七年とされるが、既に応神以後、漢王の末裔阿知使主父子が十七県の民を率いて帰化し、また高麗の朝貢（二九七年、三一四年、三七〇年ほか）、新羅（三二九年、三六五年ほか）、百濟（三五三年ほか）、呉国（三七〇年）、宋（四二一年、四二五年、四四三年、四五一年、四六二年等）との頻繁な通交の事実から、儒書の輸入と並び、経学の伝来も上繼体天皇七年よりかなり古い時期にあったと考えてよいであろう。なお上の各国との通交の年代は、黒板勝美編・丸山二郎増補『更訂国史研究年表』（岩波書店、昭和二十五年）による。

について、まず文字（漢字）を教授するが、これとともに文章に含まれた儒学思想について解釈し、道徳修身の教えとして説くこととし、この際、宮廷に漢学の学士を置き、漢学の普及を計った⁽⁷⁾。その後、徐々に、当時の皇族・貴族の子弟も漢学の教育を受けるようになり、宮中に学問所が置かれて、後に、日本の学校教育の嚆矢とされる宮廷教育がこのようにして展開した。

日本教育史の発足を、文字の教授と、それを使用するようになった時代を以って基点とする考え方を探った場合、日本における文字による教育の開始、教育の組織・体系化の第一歩は、『日本書紀』に記した時期から逆算するならば、大約『論語』・『千字文』の将来や、漢学伝来の初めの時期である三世紀頃まで遡るべきだとの見方⁽⁸⁾が成り立つ。当時、漢字は文字だけの学習（後に述べるように、漢字の学習は、中国語の文字としてのみではなく、むしろ、概ね日本語の発音を表記する記号あるいは文字として学ばれていた）に止まっており⁽⁹⁾、また、漢文も中国語としての漢語の意味・内容、さらに漢語そのものの法則に従って理解されたのではなく、既に漢籍の伝えるところが一定の道徳教育の規準を与えるものと信じられた⁽¹⁰⁾ため、これが日本人独自の嗜好や考えにより、原意を離れて解釈・説明されることがしばしばであったと考えられる⁽¹¹⁾。さらに、日本への漢字の伝来は、漢文が日本の上層あるいは支配階級などの間で重用され、盛んに教授されるようになった応神天皇の時期より早かったのである。

日本への漢字の伝来については、中国の後漢時代、光武帝中元三年に倭奴国が入

(7) 『日本教育通史研究』、六頁一七頁。

(8) 『日本教育通史研究』の著者尾形裕康は日本教育史の始まりについてこの観点をもつてている。

(9) 『古事記』・『万葉集』等をこの例として挙げることができるであろう。

(10) 聖德太子が冠位制定に当たって、徳・仁・礼・信・義・智を儒教の掲げる徳目をもってその名称としたのはその最も顕著な例である。また「大宝律令」、「戸令」、「国守巡回条」中の八倫五常の教え、さらに孝謙天皇が唐の玄宗皇帝に倣い、天下に令して各戸に『孝経』一本を蔵せしめたなども、この著しい例といえる。仁徳天皇の「君以百姓為本」の詔は『荀子』大略篇からの言葉であり、聖徳太子「十七条憲法」中の「以和為貴」・「使民以時」等の句も、『礼記』儒行・『論語』学而等、漢籍の成句をそのまま用いている。（註(11)を参照）

(11) この最も顕著な例としては、聖徳太子「十七条憲法」の本文を挙げができるであろう。上本文については、『日本書紀』卷二十二、推古天皇、十二年夏四月の項、また『日本文化史』I、一五四頁—一六四頁も参照。

貢して印綬を受けたことが『魏志』卷三十の東夷伝に見え⁽¹²⁾、当時、既に日本と中国大陸、朝鮮半島との間には交通があったことが知られ、したがって、朝鮮人や中国人を通じ、あるいは大陸からの移住民たちの手で、漢字がいつともなく、日本に流入していたことは想像に難くない。さらに、昭和年間、国宝に指定された、和歌山県伊都郡隅田村、隅田八幡神社所蔵の青銅画像鏡には漢字の銘文が刻印されており、この画像鏡が、三世紀から四世紀頃の中国の画像鏡を模倣して、五世紀頃、日本で製作されたものと推定されている⁽¹³⁾等のことから、漢字の伝来は、『古事記』・『日本書紀』に伝えられている応神天皇の時代より遙か以前の時期と推定でき、漢学導入の時期と必ずしも一致するとは考えられない。初めて漢字が日本に流入した時期、日本には未だ固有の文字が成立していない時代であり⁽¹⁴⁾、漢字は日本人たちにとっては外国語である中国語を記す文字としてより、日本語の発音を表記する記号あるいは文字として考えられ、学ばれていたことに変わりはない。

当時は漢籍の内容を教授したり、漢語の実用を学んだりすることよりも、漢字を採用して日本語を記すことにあったと思われる。いいかえれば、日本語を記す技術の必要から、漢籍が読まれ漢字が学ばれたのであった。⁽¹⁵⁾

確かに、上に挙げた隅田八幡青銅鏡の鏡銘や日本の古い金石文等は、漢字の音を利用して日本語を表現したものであり日本語を漢語に翻訳して刻印・表記したもの

(12) 「建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自称大夫倭國之極南界也光武賜以印綬」(『後漢書』卷百十五「東夷伝」)。また同書安帝永初元年には「倭国王上獻生口」、さらに同桓・靈両帝の項には「倭國大亂」の記事も見える。さらに降って『魏志』では、明帝景初二年以後、齊王芳正始八年まで、二、三年間隔で、倭王また倭女王の朝貢あるいは通交の記事が見られ、当時日中交通の頻繁であったことが知られる。

(13) 『日本教育通史研究』、四頁一五頁。

(14) 「我邦上世無文字、讀於古語拾遺及匡房箱崎廟記而可知而已矣、此二書古代之作可為佐證矣或以為上世有国字者、妄說也、是無稽之言不可信焉、中古以來用中華之文字、然其聲音不合于國俗之口舌、故不可用也、於此以華音轉為倭音、此合于國俗之聲音、而宜于方土、故讀中華之文字、皆不用華音、變而用倭音、而文理不畔、自古至今而然、其改而為倭音者、音韻有所相叶、故轉變然、……」(「漢字用倭音論」、『自娛集』二(『古事類苑』文学部二十七、外国語学、九六三頁以下))。「上世有国字」には、新井白石の『同文通考』を始め、平田篤胤等の国学者たちがあるが、その論拠は薄弱で、無文字説は動かない(『日本文化史』I、一一八頁一一九頁参照)。

(15) 『日本教育通史研究』、四頁。

でないことは明らかである⁽¹⁶⁾。このように、漢字は日本に伝來した最初から、外国語としてではなく、日本語を表す記号あるいは文字と見做され、利用されていた。奈良時代に編述された日本の古籍、例えば前に触れた『古事記』の全文が、また『日本書紀』の殆どの部分、さらに『万葉集』までが、漢字の音を利用して記述されたのである。

応神天皇の御代漢学が伝來した当初以来、我が国の諸記録は一切漢字を以てものせられ、或は漢字を仮借し、或は純漢文によつたものである。記・紀・万葉が即ちそれであつた。国字なき時代はさること乍ら、爾來漢文は国史及日記・記録の正統として用ひられ、六国史の如き勅撰の正史を初め、彼の大日本史の如きでさへ漢文を以て記録せられたのである。⁽¹⁷⁾

上に述べたように、既に古い時代、日本人の間には、漢字と漢文に対するそれぞれ異なった意識・感覚が醸成される機会が存していたことが推定でき、したがって、古代の漢文教育において、漢文を外国語として教育したとは考えにくいこと、また、日本人における、この漢字と漢文についての意識あるいは感覚の乖離は、主として、漢字が漢学の伝来より早い時期、日本に固有の文字が未だ成立していない時に流入し、日本語の発音を表記するための記号として使用されていたという事情に發していることが分かる。

既に、漢学の教育が行われる前、漢字が日本語を表記する手段として用いられていたことは、後に、漢学教育が行われた時、漢字を改めて一個の外国語（中国語）を記す文字として認識することを甚だ困難にし、このため、漢文の内容を中国語本来の法則に従つて読み解くより、往々、漢字の表す意義を閑却して、専ら日本語の流れに沿つてこれを翻訳・理解するという形を探り、学習の上でも、この方法が採用されたため、漢文が日本人にとって一個の外国語でありながら、これを完全な外国語、即ち、自らのものとは異なった生活習慣や規則、いわば異質的な生存上の価値に基づく集団での、自己表現あるいは伝達の独自の体系として受け止めようとする意識に乏しく、一個の外国語とする感覚が希薄とならざるを得なかつた。このよ

(16) 『日本教育通史研究』、五頁参照。

(17) 石崎又造『近世日本に於ける支那俗語文学史』（清水弘文堂書房、昭和四十二年）、四頁。

うにして、漢文教育はその初期から、外国語として漢文を理解する教育と異なる道を辿る運命に立たされたのである。

聖德太子・遣隋使時期の漢文教育

応神天皇の時代に『論語』・『千字文』の伝来と漢学者の来日、漢学の導入に次いで、繼体天皇の七年、中国の古典「五經」に精通する学者である五經博士段楊爾が来日した⁽¹⁸⁾。その後、五經博士のほか、易博士・医博士・曆博士等の学者も次々来日して⁽¹⁹⁾、中国大陆の文化を伝えた。さらに、欽明天皇の十三年に、釈迦仏の金銅像と経論が日本に舶来され、これにより、同時に仏教が日本に伝えられ、当時の上層あるいは支配階級の人々の間で広まっていった⁽²⁰⁾。

六世紀末、推古天皇が即位し、その際、摂政に任じられた聖徳太子は仏教を取り入れ、また儒学にも通じ、当代無比の知識人であったと言われる⁽²¹⁾。当時、国政の指導者として聖徳太子が掲げた国家の新体制樹立に当たっての理念は、彼が制定したとされる憲法十七か条と、彼が実施した冠位十二階の中に明白に見て取ることが

(18) 「七年夏六月，百濟遣姐弥文貴將軍，州郎爾將軍，副穗積臣押山，貢五經博士段楊爾。……十年……秋九月，百濟遣州利郎次將軍，副物部連來，謝賜己汝之地，別貢五經博士漢高安成，請代博士段楊爾，依請代之。……」（『日本書紀』卷第十七，繼体天皇）。なおこの当時、五經博士が数年毎に交代し、その都度、多くの経書等がそれに伴ってもたらされたことは想像に難くない。

(19) 「六月，遣内臣闡名。使於百濟。……勅云，所謂軍者，隨王所必須。別勅，医博士・易博士・曆博士等，宜依番上下。今上伴色人，正当相代年月。宜付還使相代。又ト書・曆本・種々薬物，可付送。……」（『日本書紀』卷第十九，欽明天皇，十四年）。この勅に基づき、さらに同十五年二月の条に、「百濟遣……五經博士王柳貴，代固德馬丁安。……別奉勅，貢易博士施德王道良，曆博士固德王保孫，医博士奈率王有悛陀，採藥師施德潘量豐，同德丁有陀，樂人施德三斤，季德己麻次，季德進奴，対德進陀。皆依請代之。……」と、医博士等の交代要員を貢ってきた記事が見える。

(20) 「冬十月，百濟聖明王，更名聖王。遣西部姬氏達率怒 斯致契等，獻釈迦仏金銅像一軀・幡蓋若干・経論若干巻。別表，讚流通礼拝功德……」（『日本書紀』卷第十九，欽明天皇，十三年），並びに「二年春二月丙寅朔，詔皇太子及大臣，令興隆三宝。是時，諸臣連等，各為君親之恩，競造仏舍。即是謂寺焉。」（同卷第二十二，推古天皇，二年）。なお同卷第二十，敏達天皇，十三年，および同卷第二十一，用明天皇，二年，同崇峻天皇，即位前紀の各記も参照。

(21) 「夏四月庚午朔己卯，立厩戸豊聰耳皇子，為皇太子。仍錄摂政。以万機悉委焉。……生而能言。有聖智。及壯，一聞十人訴，以勿失能弁。兼知未然。且習内教於高麗僧慧慈，學外典於博士覺。並悉達矣。」（『日本書紀』卷第二十二，推古天皇，元年）。

できるように、元来、儒教思想に基づいたものであった⁽²²⁾。

ほぼ同じ時代に、中国では、それまでの三国・南北朝の三百年余にわたる政治的分割・社会的混乱が收拾され、五八九年に再び全国統一が実現していた。そして隋の時代、それに続く唐の時代に至って頂点を極めることになる、中国中古政治・経済・文化の最も繁栄する時期に入った。聖徳太子が中国の先進的文物制度を輸入し、これにより日本国内の様々な改革を促進する目的で、推古天皇十五年（六〇七年）、隋への使節団派遣が取り決められ、ここで、朝鮮半島を通じて間接的に交渉する従来の外交様式から、直接中国との国交を開設する方針が採られるようになった⁽²³⁾。翌六〇八年、聖徳太子が、遣隋使を派遣する際、これに高向玄理・僧旻・南淵請安ら八人の留学生・留学僧を同行させ、彼らに当時の先進国である中国の政治や学事の研究を命じた⁽²⁴⁾。聖徳太子が推古天皇三十年（六二二年）薨去し、また、これに先立つ推古天皇二十六年（六一八年）に中国でも隋が滅び、唐が興るなど、様々な政治的・社会的変動が生じたが、留学生と留学僧は長期間中国に滞在して、中国の文化を数多く吸収し、日本に帰国した。

帰国した留学生・留学僧らは政治と教育の両面で目ざましい活躍を見せ、政治の方面では、日本史上的一大転期、大化革新を推進する原動力となった。教育の方面でも、帰朝者たちのあるものは自宅に私塾を開設し（大化革新の前にはまだ学校と称される施設がなかった）、学生たちに経学を教授するなど、教育・文化の面で、大いに活躍していた。六〇八年に遣隋使に同行した留学生・留学僧たちの帰朝後の活躍ぶりは極めて著しい。

改新の中心人物、中大兄皇子や中臣鎌足が、南淵請安の塾に学んでいた。請安

(22) 註(10)および(11)参照。

(23) 「秋七月戊申朔庚戌，大礼小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利為通事。……十六年夏四月，小野臣妹子，至自大唐。々国号妹子臣日蘇因高。即大唐使人裴世清・下客十二人，從妹子臣，至於筑紫。遣難波吉士雄成，召大唐客裴世清等。為唐客更造新館於難波高麗館之上。……」（『日本書紀』卷第二十二，推古天皇，十四年七月・十六年四月）。

(24) 「九月辛未朔乙亥，饗客等於難波大都。○辛巳，唐客裴世清罷歸。則復以小野妹子為大使。吉士雄成為小使。福利為通事。副予唐客而遣之。……是時，遣於唐國學生倭漢直福因，奈羅訛語惠明，高向漢人玄理，新漢人大匱，學問僧新漢人日文，南淵漢人請安，志賀漢人慧隱，新漢人廣濟等，并八人也。……」（『日本書紀』卷第二十二，推古天皇，十六年九月）。

は、推古天皇の十六年に、遣隋大使に随行して留学した僧○後に還俗の一人である。隋が滅びて唐になってからも、中国に滞在し、三十二年を経て、舒明天皇の十二年（640）に帰国した。当代第一流の学者として、大いに尊敬を受け、師事するものが多かったであろう。請安が自宅で学生に経学を講じていたことが明らかになっている。⁽²⁵⁾

また、南淵請安と同時に留学し、中国に二十四年間滞在したのち日本に帰り、日本で「国博士」の地位に就いた僧旻は、

国博士に就任したが、自宅で講義をしていたようである。多くの公子が私邸に集まつたときに、「周易」を講じた

ということが、『藤原家伝』の鎌足伝に見えている⁽²⁶⁾。これらの人々が古代日本の政治・社会・文化等の各方面に印した足跡は輝かしい。

この時代、直接、聖徳太子・遣隋使の時期の漢文教育またその内容について触れたものは現存しないが、しかし、聖徳太子が遣隋大使や留学生・留学僧を中国へ派出した意図、当時の日本の社会的・政治的状況、そして南淵請安と僧旻の教授形式および教授する内容などがこれについていくつかの示唆を与え、これを総合して判断すれば、当時の漢文教育の事情について、何ほどかを窺知できるであろう。

日本の古代社会の政治制度は氏族制度であり、豪族が多くの土地と住民を私有し、かつ一方では、彼らのあるものが、代々朝廷の高官を世襲して実権を握り、専横跋扈する勢力となっていた。聖徳太子はこのような氏族制度を打破し、隋のような強力な中央集権的国家体制を建設するため、これに必要な隋の諸制度や、先進的な大陸諸文化に範をとり、さらに新政府の政務を担う有能な人材育成への要請から、遣隋使と留学生・留学僧を隋に派遣した。

南淵請安と僧旻が聖徳太子の命令に従い、長い年月の学術研究を終え帰国し、それぞれ「経学」と『周易』を講じるという形式で、学生に教授したとされるが、それはあくまでも、応神天皇の時期、日本に導入された漢学教育の延長線上にあったと考えられる。南淵請安と僧旻が、数十年も中国に滞在して、当時の中国語（漢語）に精通していたことは十分考えうることであるが、だからといって、彼らがその教

(25) 『日本教育通史研究』、一三頁。

(26) 『日本教育通史研究』、一三頁。

育の初等段階で、学生たちに漢語の学習を求め、あるいは自らこれに関わったと認めるのは、むしろ困難であり、彼らが当面する国家の政治・社会・文化的要請に基づく日本流の釈義を公開し、教授していたと考えるのが、諸般の事情から妥当であろう。彼らが教授していた「経学」は、概ね、中国の古典である「四書」・「五経」を中心に、「仁」・「義」・「礼」・「智」・「信」の、いわゆる「五徳」を政治上・倫理上の最高理想とする孔子・孟子の思想について研究を日本語で日本流に解説、釈義したものであり、『易経』の別称である『周易』なども、当時の社会改革を支える理論形成への急務から利用され、学習された。要するに、彼らの教授は「経学」・『周易』の内容の、いわば日本人による解釈・説明、即ち格義であり、その関心は、専ら儒学・儒家の思想であって、その後の長い漢文教育のあり方から考えて、教授が中国語で行われたり、また中国語の発音や、いわゆる語学教育が、彼らの教授の中心的課題となることはなかったことが、十分考えられよう⁽²⁷⁾。

大学寮での漢文教育

聖徳太子以来、中央集権的国家体制建設のため、為政者の多くは中国に範をとり、遣隋使・遣唐使などを派遣して中国の文物・制度の積極的輸入を計った。とはいえ、この際輸入された中国の文物・書物は、当然、日本人が当面する国家の政治・社会・

(27) 「大宝令」によれば、大学寮には漢音を教えることを職掌とする音博士二名が置かれ、学生はまず、音博士の下で、経文を漢音で読むことを習い、これに通熟し、その後、義を講ずべく、「明経生必先就音博士。読五経音。然後講義。故別不置生。」(『令義解』一、「職員令」、大学寮条)とされ、吉備真備もまた「朝家之立大学也、始於大宝年中至于天平之代、右大臣吉備朝臣、恢弘道芸、親自伝授、郎令学生四百人習五経三史明法算術音韻籀篆等六道、……」(『本朝文粹』二、意見封事、一請加給大学生徒食断事)と、漢音の習得を自らも推めたとはいえ、前出(註14)『自娛集』二の記事に見るごとく、漢字倭訓の趨勢抗し難く、他方、既に推古朝には和漢混濁体の表現も行われるようになり(『日本文化史』I、一二九頁)、あまつさえ「明経之徒、不事習音、发声誦誦、既致訛謬」(『令抄』上、「学令」、注音博士)弊著しく、漢文教育、経書教育にも問題を生ずるに至った。奈良・平安時代に至っても、史籍中、しばしば「宜令大学及国学明経生等兼習音」の記事が見出され(『扶桑略記』六、聖武、天平七年四月。『日本紀略』、嵯峨天皇、弘仁八年四月ほか)、また仏教などでは「非習漢音、勿令得度」(『類聚三代格』四、「太政官符」、延暦廿五年正月参照)とされたことは、逆に当時の漢文教育での漢音教育の軽視の事実とその衰退之実状を伝えていると見てよいであろう。

文化的要請に基づくもので、とりわけ支配階級の関心をひいた儒家・儒教の思想も、為政者たちの関心に沿って、日本流の解釈・説明、即ち、格義が行われて、漢文教育は中国語教育にならなかった。

隋・唐の諸制度に倣って作られた「大宝律令」に従って設置された大学寮は専ら律令制度下での官吏養成機関という基本的性格から、教育の中心が経学・儒教道徳とその思想の習得に置かれ、学科教育の基礎となる漢文教育のため、音博士や書博士が置かれていたとはいえ、中国語自体が学習の目的となることはなく、経学の講義も、上に述べた格義の方法が専らであった。

大化元年（六四五年）大化改新後、新政の基本となる組織的・体系的な律令の制定、新制度の確立が最も重要な政治上の課題とされていた。中国では隋の時期、すでに均田制・租庸調制・府兵制・科挙制などを施行し、集権化に努めていたが、唐の時期になると、隋の諸制度を受け継いで、律令制・均田制・租庸調制・府兵制を確立し、三省・六部を整備して、強力な中央集権の国家体制を築き上げていた。隋・唐に留学して、隋・唐の政治・経済・文化の実情を目撃した学者たちや、日本に帰化した唐の人たちが、唐の制度を調査して、律令等の新政の諸制度の立案に参加した。天智天皇十年（六七一年）頃、「近江令」二十二巻が完成し、それに修正が加えられ、天武天皇十一年（六八三年）、「天武律令」となり、さらに、その不完全な点が修正され、それに基づいて改正の手が加えられ、大宝元年（七〇一年）、日本における最初の総合的な内容をもつ大規模な国法—「大宝律令」—がついに完成を見るに至った。続いてその後、養老二年（七一八年）に「養老律令」が制定された。

隋・唐の諸制度を模倣して作った「大宝律令」の中に、学制に関して二十二か条にわたって詳細に学校制度を定めた「学令」があり、それは日本における教育令の嚆矢として、世界において最も古い教育令とされている⁽²⁸⁾。

当時の中国では、学問の奨励と、優れた人材の官吏登用のため、科挙制（学科試験による官吏の選抜）が五九八年、隋の時代、既に実施され、以後、一九〇五年に至るまで歴代王朝は、官吏登用にこの制度を採用していた。したがって、中国の学校制度もこの制度と深く関わってきた。教育行政部門である国子監の下に国子学・大学・四門等六学があり、入学者の身分によって入学の資格が区別される。徳教主

(28) 『日本教育通史研究』、二六頁。

義による王朝の思想統一、社会秩序の維持に役立つものとされた儒学が、ここで教授された。六学のほかに、地方では各行政地区の学も設けられていた。

日本の学令は中国の学制を模倣して作成され、制定された。これによれば、国都には大学寮を設け、地方の国々には国学を一校ずつ置くこととしている。大学寮には教官として（明経）博士一人・助教二人・音博士二人・書博士二人・算博士二人を配置した。科目分担は、

博士と助教は、経学を教授し、学生を考試し、音博士は音〇漢字の字音（シナ音）を教え、書博士は書を教え、算博士は算道を教えるのを職務とした。⁽²⁹⁾

学生（明経生）数の定員四百人・算生三十人・その他の学生が若干あった⁽³⁰⁾。中国の律令制度の一環としての学制が導入された当然の結果として、大学寮の教育の目的も、また政治上の需要に応じたものであり、官吏養成に必要な教科内容と教科書が選ばれていた。教科は経学・音学・書学・算学の四科に分けられていたが、統一集権国家を支える原理としての儒教道徳と、それに基づく国家・社会の秩序を研究することを目的とする経学はここで本科の地位を占め、実際に漢字の発音を教える音学や漢字の書き方を教える書学は経学の入門とされていた。算学は本科に付随する専門科のような位置にあった。本科としての経学の教科書は、中国の古典である『周易』・『尚書』・『周礼』・『礼儀』・『礼記』・『春秋左氏伝』などである⁽³¹⁾が、この時期、日本独自の仮名文字がまだ工夫されておらず、典籍もすべて大

(29) 『日本教育通史研究』、二七頁。

(30) 「頭一人。掌簡試学生及积奠……事。助一人。大允一人。少允一人。大属一人。少属一人。博士一人。掌教授經業課試学生。助教二人。掌同博士。学生四百人。掌分受經業。音博士二人。掌教音。書博士二人。掌教書。算博士二人。掌教算術。算生卅人。掌習算術。使部廿人。直丁二人。（『令義解』卷一、「職員令」、大学寮条、また同卷三、「学令」参照）。なお、大学寮の史料前の初見は「四年春正月丙午朔、大学寮諸学生・陰陽寮・外薬寮、……」（『日本書紀』卷第二十九、天武天皇下）であるが、当時大学寮が名実ともに存在したかどうかは不明であり、またこれに先立つ「是月、……以小錦下、授鬼室集斯。学職頭。……」（『日本書紀』卷第二十七、天智天皇、十年正月）の学職頭が前記律令中の大学頭に当たるかどうかも、なお考究を要するところである。

(31) 「凡経。周易。尚書。周礼。儀礼。々記。毛詩。春秋左氏伝。各為一経。孝経。論語。学者兼習之。」（『令義解』卷三、「学令」、経周易尚書条。また同書卷四、「考課令」、明経条も参照）。なおこれに続く同卷「教授正業条」では、上各経書の利用すべき板本と注とが規定され、さらに同卷「礼記左伝各為大経条」では、教育課程上、各経の区分・分類が定められている。

陸から輸入され、算学の教科書なども『孫子』・『五曹』・『九章』・『綴術』・『九司』のように⁽³²⁾、すべて漢字で書かれた典籍であった。

後に、神亀から天平の初めにかけて、大学寮は、日本の科挙制とも言われる貢挙制の学科試験内容を考慮し、これに対応して、学科改正を行い、経書を研究する明經道、中国の史学・文学・作文を研究する文章道、中国の律令・法律を研究する明法道および算術の四科目に編成し直した⁽³³⁾。

大学寮の教育は前に触れたように、経学がその中の本科であり、算（術）学を含めたすべての教科書が漢文で記されたものであった。この教科書がすべて漢籍であることからみれば、奈良時代の大学寮においてすべての学科教育の根底には漢文に対する理解が要求され、言い換えれば、漢文教育は、学科教育の基礎となっていたはずである。教師の配置、即ち、漢字の中国語音（唐の都は長安であり、その発音はいわゆる当時の漢語の標準音とされ、日本では「漢音」と称されている）を専門的に教える音博士と漢字の書き方を専門的に教える書博士が置かれたことから、外国の文字—漢字—の発音および書写に対する配慮が大学寮のカリキュラムの中に見受けられることができた⁽³⁴⁾。さらに、奈良時代と平安時代の初期は、中国の盛唐と中唐の時期にあたり、当時の中国では政治・経済上の諸制度の整備、とりわけ文化は百花繚乱の相を呈し、かなり発達した段階に到達していた。なかんずく、「詩」が栄え、「詩仏」といわれる王維、「詩仙」といわれる李白、そして「詩聖」といわれる杜甫がこの時期に輩出し、また、書道の名家顏真卿・歐陽詢・虞世南等も活躍していた。日本では遣隋使の制度が続けられ、遣唐使とともに、多くの留学生・留学僧が中国に派遣されたという、当時の日中の両国間の交流状

(32) 「凡算經。孫子。五曹。九章。海嶋。六章。綴術。三開重差。周髀。九司。各為一經。学生分經習業。」（『令義解』卷三、「学令」，算經条）。

(33) 「勅。大学寮。律学博士二人。直講三人。文章学士一人。生廿人。以前。一事已上同助博士。」（『類聚三代格』五、「官位令」）。この神亀五年の格によって、大学寮の教官組織が大幅に改組され、さらに「大学寮……直講四人。一人文章博士。律学博士二人。已上同助教。明法生十人。文章生二十人。簡取雜任及白丁聰慧。不須限年多少也。得業生十人。明經生四人。文章生二人。明法生二人。算生二人。……」（天平二年三月二十七日、官奏。『令集解』卷三、「職員令」所収）により、明經・文章・明法・算の四科が出揃った。なお桃裕行『上代学制の研究』（目黒書店、昭和二十二年），二六頁以下参照。

(34) 註(27)および(29)参照。

況⁽³⁵⁾から、大学寮の漢文教育がそれ以前のものより、遙かに漢語教育の要素を多く含むようになっていたと考えてよいであろう。

しかし、大学寮はあくまでも中国の律令制度の移植の結果であり、政治の需要に応じた公的な官吏養成のための行政機関であるというその基本的性格から、既に最初から、教育の重点が集権国家の思想的支柱とされた儒教道徳と、その思想の習得に置かれ、言語としての漢語自体、その単位となる漢單語の意味や機能、漢文の構造原理に基づいた漢文理解の習得ではないということが規定されていた。

同時に、『日本書紀』の記載によって推算すれば当時は、漢文が日本に伝入してから既に四、五百年経っており、中国の書物を理解するための訳読の型、即ち漢語の単語を和訳し、語順を日本語の構造原理に従って並び換えて、中国語にはない活用語尾と中国語ではあまり使わない助詞を補って日本語に訳す型が徐々に習慣として定まってきたこと、また奈良・平安時代には、中国との盛んな交流により、日本にはない新来の事物・思想・概念が大量に輸入されて来ており、そのまま中国式の発音をまねて、日本語の中に取り入れた言葉も多かった⁽³⁶⁾ということも、教育上の立場から、大学寮の漢文教育について考える場合、念頭に置かなければならないことであろう。

中世の漢文教育

平安時代の初期は大学寮の最盛時代であった。しかし、その後、大化改新で氏族制度の打破と革新的政治・諸制度を推し進めた藤原鎌足の一族が新政に参加し、皇

-
- (35) 遣唐使は第一回、舒明天皇二年以来、宇多天皇寛平六年、遣唐使派遣が停められるまで、その度數十三回に及んだ。遣唐使は元正天皇の靈龜の頃まで押使あるいは執節使と称し、その下に大使・副使があり、その定員も定まらなかったが、聖武天皇の時代以後、押使・執節使は任命されず、大使一人、副使一または二人で、その下に判官と録事が各若干人あった。さらにこれに随う者は、訳語・主神・医師・陰陽師・史生・射手・船匠・水手ほか多くの職能の者たちで、一行の人数は通常一船に百二十人前後、時には百六十人に及び、聖武以後は四船が派遣されることとなり、したがつて総人数は五、六百人を数えたこともある(『日本文化史』I, 二一一页一二二六頁)。
- (36) 法隆寺薬師三尊光背銘に見るごとく、既に推古天皇の治世に和漢混滑体が成立していたことは前(註27)に述べた。他方また聖德太子の冠位十二階の名称を大徳(だいとく)・小徳(しょうとく)などと音読みせず、麻卑兜吉寐(まひときみ)というように漢音を使った日本風の訓み方も行われていた(『日本文化史』I, 一五二頁一一五三頁)。

室の外戚となって独裁政治を行い、栄華驕奢の生活に耽ったので、奈良時代後の諸々の律令的官僚制度は次第に変質し、崩壊の過程を辿るに至った。藤原氏は広大な莊園を営み、かつ政治の実権を握り、その勢力は飛ぶ鳥も落とすばかりで、一門貴顯に名を連ね、従来の官僚養成・登用の制度は有名無実となり、ほぼ形骸化されるに至った。大学寮は、本来、公的な官吏養成の機関であったが、実際に父祖の功勞によって官吏任用に特権を認めた蔭位制を探っていたので、官吏の中に学校出身者は少なく、むしろ世襲で官僚になった人数が多かったことと、官吏登用の課試制度が社会情勢の変化とともに次第に変化し、形式化されたものとなった。また、この趨勢に対応して、大学寮の教育上の関心も明經道から文章道に、徐々に変化した⁽³⁷⁾ため、国家有為の官吏を養成するという大学寮の本来の面目は失われ、その存在の意味は一段と希薄になっていった。「大学寮は学校であるが、政治機構と密接に結びついた純然たる官学であった。支那の大学は永い歴史を持ち、その政治と密接に結びついたものであった。我国ではこれが律令と共に移植され、頗る機械的に創設されたから、実際は教育機関と言うよりも、段々制度的な装飾物となり勝ちであった。」⁽³⁸⁾

この時期、漢字の字画が多く煩瑣で、覚えにくい不便さを克服し、漢字を簡略して簡単便利な仮名文字—平仮名と片仮名—が考案され、作成された。この以前、漢字だけが使用された時代には、日本語を表記するのに、たとえば『古事記』や『万葉集』など、漢字の字音を用いていたが、それはなかなか広く普及するには至らなかった。しかし、仮名文字の出現によって、日本人がそれを使って自由に日本語を表記することができ、自在に思想感情を表現できることになった。仮名文字の完成は日本文化の展開を一段と促進し、とりわけ、この時期の和歌・和文等の瞠目に値する隆盛が、それによって齋されたことは言うまでもない。

平安時代中期の貴族の生活には、詩文・和歌のたしなみと管弦の才能が必要な教養と見做され、この才能なしでは、周囲から軽視されるばかりでなく、貴族の品位、

(37) 『上代学制の研究』第二章、第三節、紀伝道の成立、一三二頁一一五二頁。桃裕行「古代末期の大学—文章生歴名帳の検討ー」、『講座日本教育史』原始・古代／中世、1（第一法規出版、昭和五十九年）、一六九頁一二〇五頁。また柳井滋「八世紀の大学寮—『文章経国』の前景ー」、『講座日本教育史』原始・古代／中世、1、四八頁一七〇頁参照。

(38) 大久保利謙『日本の大学』（創元社、昭和十八年）、四四頁。

さらに官位さえも保つことができないとされ、漢詩を作ることは当時の上層あるいは支配者級の人々にとっては、極めて重要な問題であった。このような風潮の中で、漢詩・和歌・管弦の三船の遊びが貴族の間に流行し、同時に、詩歌のたしなみに必要な知識としての文章道の教授に対する需要も高まってきた。貴族のこのような関心、生活上の需要に対して、大学寮は文章博士を増加し、文章道を拡充する方途を講じた⁽³⁹⁾。当時の漢文は「音読○漢字を字音でよむ天地（テンチ）の如く・訓読○漢字に国語をあててよむ天地（アメッチ）の如く及び解義が行なわれた。書道は仮名・漢字という順序で教えた。」⁽⁴⁰⁾

鎌倉時代に入り、武士階級が公家に代わって、武家政治を行い、それまでの貴族的教養が排除され、文武兼備の武士階級の教養が求められた。しかし、武士階級がもともと貴族の出身でなく、豪族によって結集され、庶民から出た野人武士だったので、貴族の子弟のように、貴族教育を受けておらず、むしろ武術武闘のために、兵杖・武力の道を優先していたので、文の道よりもむしろ武の道を好み、重んじていた。政権が武家に移ったために、旧勢力の公卿・貴族は官位も実質上の権力もない閑職に甘んずる立場に追いやられ、平安時代の末期に滅びた大学寮が再興されなかつたばかりか、貴族たちが運営していた学校などもおのずと衰え、消滅してしまった。官私の教育機関が消滅した代わりに、仏教の新興宗派の勃興による僧徒養成の佛教教育が盛んになった。また、平安時代に既に明らかとなっていた漢学の衰微と和学の台頭がさらに顕著となり、鎌倉時代には、日本人の、自らの文化への自覚に基づく『平家物語』・『源平盛衰記』等の軍記物および『吾妻鏡』・『宇治拾遺物語』・『方丈記』等の著述、かつこれらに代表される和漢混淆の新しい文体が登場してきた。

吉野（南北朝）時代には、鎌倉時代から勃興した仏教の各宗派の社会的・文化的影響力が、なお存続し、とりわけ、鎌倉末以後、宋から禪僧が多く日本に渡来し、片や、武士たちが精神修養の機縁を禪に求めたため、やがて禪宗の黄金時代を迎えることになった。室町時代に入り、仏教の新興宗派が武士階級を基盤に、一層の隆興をきわめた。平安時代遣唐使廃止後、公的な留学生・留学僧の派遣は停止されたが、民間の往来はなお続けられていた。とりわけ、鎌倉時代以降、禪僧が多く中国

(39) 註(32)および(36)参照。

(40) 『日本教育通史研究』、六五頁。

へ渡り、中国の僧たちも来日した。日本と中国との間で盛んに行われた禅僧の往来に伴い、仏教以外に、漢文・漢詩などの中国文学や、元の時代に官学として公認された朱子学などの研究がこれらの禅僧たちによって行われ、進められていた。

それまで日本に伝來した漢文（文語文）とは異なる日常語で書かれた中国語の文章体（口語文）を日本に紹介したのは、これら五山の禅僧たちで、その功績は、彼らが築き上げ、当時の知識の最高峰といわれた五山の文学とともに銘記されるべきであろう。この禅僧たちは、また、名声を慕って全国から集まってきた大勢の学徒に、多方面にわたる教育を施しており、この時代、官設教育機関に代わり、教育上の主導権を握っていたのである。

以上、見てきたように、鎌倉・吉野・室町時代には、貴族階級の衰微、武士階級の強盛にともなう政治権力の変化により、平安時代の末期に消滅した大学寮によつて代表される公卿・貴族の官設教育機関は、江戸時代の昌平黌が出現するまでの約五百年の間、絶えて存在しなかった。しかし、その間、個々あるいは小規模に行われた私塾教育・家庭教育、あるいはまた禅僧たちによる寺院教育の根底には、なお奈良・平安時代以来の儒教思想を中心とする伝統的教育理念が、基礎として存していたと推定され、この間、漢文教育も多かれ少なかれ、伝統的な教え方で、それぞれの教育形態の中で行われていたと思われる。

近世の漢文読解

徳川家康は、学問を奨励する文治政策を採用した。この際、武家の新社会秩序を論理的に正当化し、強固なものとしていくための論理的かつ精神的支柱として、儒教思想とその道徳に手掛かりを求めて、学寮を起こした。そこでは朱子学が講じられ、幕府有為の人材育成が行われた。学寮での教育がいざれも、漢文に訓点を施し、釈解する伝統的な漢籍読解法であったことは言うまでもない。

幕府は創設の当初、直轄の教育施設を設けようとする積極的意図がなく、忍岡の学寮は、初め林羅山（信勝）の家塾として設立され、専ら林羅山がこれを主宰して

(41) 「寛永七年庚午冬大猷大君特賜林信勝……忍岡宅地……以為興学之地……」、「(同)九年壬申冬尾張公源義直……於林信勝賜莊造營廟宇安置宣聖及顏曾思孟諸像五躯」、「(同十年)四月十七日……大猷大君謁忍岡孔廟命林信勝講堯典」（「事実誌」、犬冢遜『昌平志』卷二（文部省編『日本教育史資料』七（臨川書店、昭和四十五年）、卷十九）一四丁）。

いたが、当初から、とりわけ林羅山はじめその一門に対する、將軍家、尾張公など帷帳の尊崇が著しく⁽⁴¹⁾、しばしば、幕府が学寮に金品・官材等の助成を与え⁽⁴²⁾、学寮でも林家一門の儒者が代々そこで朱子学を講じ、聖廟（同時に、そこでの学政）を司る祭酒に任じて、幕府有為の人材の育成に努めるなど、次第に、幕府の、いわゆる官学校としての性格を帯びるようになった。寛文四年、幕府が、寛永年間將軍家光の命で創始され、正保元年以来途絶していた『本朝編年録』（寛文四年、書名を『本朝通鑑』と改める）続修のため、学寮内に史館を置き、史生に官の扶持を支給したことなどは、学寮官学化の趨勢を一段と促すのに役立った。

これに先立つ寛文三年十二月（一六六四年）、將軍家綱は、中国唐の学館の称に因んで、羅山の子鷺峰（恕・春斎）に弘文院の号を賜い、その書院を弘文館と称せしめた⁽⁴⁴⁾。ここで学寮は、学舎を拡張して東・西・南・北の四楼とし、また寛文六年（一六六六年）には、弘文館規約職掌二制を定め⁽⁴⁵⁾、これによって経義・史学・

(42) 註(41)に加え、「(寛永)十一年甲戌賜官材於林信勝以築書院」、「(慶安)四年辛卯官令修理孔廟 遙按參政対馬守阿部重次伝命令官匠木原義久鈴木長恒等並督匠事官錢加修昉於此」、「(明暦)三年丁酉正月十八日図書祭器諸庫罹災 遙按……明年戊戌三月特賜官閣書六十部一作四十九部及五百金……」、「(万治)三年庚子十二月賜五百金於林恕改作孔子廟……」、「(寛文)十二年壬子春賜給官材増築塾舍」、「(延宝)二年甲寅十一月特發官錢修葺孔廟……」（「事実誌」、『昌平志』卷二（『日本教育史資料』七、卷十九）、一四丁—一七丁）ほか。

(43) 「(寛文四年)十一月置史館 忍岡給脩史生 遙按前是正保元年甲申大猷大君命林信勝修撰本朝編年録……信勝卒脩史之擧遂止寛文四年甲辰嚴有大君特命林恕續錄撰次焉……乃置史館十五間記庫書局具備於忍岡……史館既成給月糧九十五口……以充史生支養……」（「事実誌」、『昌平志』卷二、（『日本教育史資料』七、卷十九）、一六丁）。また東京府編『東京府教育沿革』（『日本教育史資料』七、卷十九）では、寛文七年六月二十八日の事として、この件が記されている（七二丁）。また近藤守重撰『御代々文事表』卷三（『日本教育史資料』七、卷十九）では「(寛文二年)十月三日春斎へ本朝編年録ヲ繼成スヘキ」ヲ命セラル鷺峯譜畧国史館日録此事ノ始末詳ニ右文故事撰書ノ部ニ出」とある（五二丁）。

(44) 「(寛文)三年 恕号書院曰弘文館 遙按前是林恕進講經幄五經終篇是年十二月二十六日列相連署伝特旨賜号弘文因号書院曰弘文館館名弘文昉於此」（『御代々文事表』（『日本教育史資料』七、卷十九）、一六丁）。また「事実誌」、『昌平志』卷二（『日本教育史資料』七、卷十九）、寛文三年十二月二十六日の項（五二丁）、『東京府教育沿革』、寛文三年十二月二十六日の項（七二丁）。

(45) 「(寛文)六年丙午五月弘文館置規約職掌二制 遙按設科凡五曰經義曰史學曰詩文曰博識曰皇邦典故又置大員長左右員長員實員特員秀員萌等諸職林信春為左員長弘文館置規約職員昉於此」（「事実誌」、『昌平志』卷二（『日本教育史資料』七、卷十九）、一六丁）。

詩文・博読・皇邦典故の五科を設け、同時に、大員長・左右員長・員実・員特・員萌等の職制を定め、学寮の制度やや整うに至った。この学寮が後に、元禄三年（一六九〇年）、將軍綱吉によって聖廟とともに湯島昌平坂に移され昌平坂学問所（昌平櫻）へと発展し、寛政九年（一七九七年）に幕府直轄の学問所となる。初期の学寮では、「四書」や『小学』・「五經」・『周易』などの古典漢籍について、林羅山や、またその門人たちによる講釈や輪講を中心に教育が行われ、その後、次第に門人たちによる初学者たちへの素読口授、会読などが行われるようになったが、この場合、教育に、いずれも伝統的な漢籍読解法、即ち、漢文に訓点を施し、釈解する方法が用いられたと考えられる。それは例えば、その後、天保年間に設立された学問所直轄教授所⁽⁴⁶⁾や、その前身となった享保時代の〈菅野〉塾⁽⁴⁷⁾、服善蔵の麹溪精舎⁽⁴⁸⁾等の教育方法に徴して明らかである。

諸学の興隆と文化の爛熟を迎えた江戸中期、数多くの優れた儒学者が輩出した中に、伝統的な漢学教育を批判し、漢文教育に対する新たな見解を提出した荻生徂徠が現れた。

荻生徂徠は、従来の伝統的な漢文の訓読、漢学の研究・理解の方法と全く異なる、新しい考え方を提示した。即ち、学問をなすものは「和訓廻環」のような読みをしてはならず、まず唐話（中国語）を学習すべしとして、まず生きたことばとしての日常用語（俗語）を教えた。そして、中国語の発音で読み、中国語の法則に従って、日本語の口語に訳すという方法により、二、三字からなる簡単な文例から複雑な文章で構成される「成書」に進むという方法で学べば、唐話に精通し、これによってはじめて本当に中国人について理解し得る。「四書」・「五經」のような古籍の學習

(46) 深川教授所、麻布教授所、麹町教授所等。これらについては、「学問所直轄教授所」（『日本教育史資料』七、巻十九），四七九丁以下。とりわけ麹町教授所については、同書四八二丁一四九四丁参照。

(47) 深川教授所の前身となった菅野彦兵衛の教授所については、「学問所直轄教授所」（『日本教育史資料』七、巻十九），深川教授所の項，四七九丁，および麹町教授所再興之義申上候書付（林大学頭），四八二丁以下、また『東京府教育沿革』（『日本教育史資料』七、巻十九），享保八年の項（七四丁）参照。

(48) 麹町教授所の前身となった服部善蔵の麹溪精舎については、註(47)のほか、「〔別紙〕麹町教授所始末書付」（『日本教育史資料』七、巻十九）四八一丁一四八二丁）参照。

は、それから後に学ぶのであるが、その時、漢文に対する理解は「破竹」の如くすばやく、鋭く、完全に透徹したものになる。これが学問するには最もよい方法だということである。

荻生徂徠が主張するこの学問研究の方法は、従来の日本における漢学の訓古釈解の方法を却けただけでなく、教科の内容面では「教以俗語」、方法論上では「誦以華音」、教程としては「始以零細者。二字三時為句。後使讀成書者」といった三点から特徴づけられよう。これによって初めて中国人について理解でき、中国の古典籍を理解できる、とした。ここで重要なことは伝統的な漢文教育の内に潜む錯誤と独善主義を明らかにしたこと、同時に、中国語を日本語によって読むのではなく、中国語、即ち「外つ国」の言葉として読み、理解しようとしたことである。

しかし、このような徂徠の、むしろ今日の眼から見て科学的と言える読みの技術の客觀化の提案は、幕府の庇護の下に、伝統と權威の上に安坐する昌平坂学問所の受け容れるところではなかった。学問所は、高遠迂疎な漢籍講釈など形式化した学問に専念するのみで、唐話稽古は文政七年（一八二四年）以来、学問所に採り入れられるようになったとはいえ、正則の教科とは認められず、生徒各自の趣味の問題として、学問所の終焉まで、つねに日陰者の位置を甘受しなければならなかつた。

三　まとめ

時習館学規の第六条に、漢籍は漢文直読の方法で読むべしと記されているが、実際にそこで行われた教育の中で、それが実践された記録は今のところ見出せない。秋山玉山が撰した「時習館学規科条大意」の中には、漢語師（中国語教師）を置くことについて次のような記述がある。

背書ハ必ス華音ヲ用ユ然ラサレハ四声混同シ助語アルイハ脱字位アルイハ易ルコレ倭訓環廻ノ讀ノ陋ナリ文章ニ施スヘカラス故ニ生員ミナ華讀ヲ用ユヘシ我藩幸ニ崎陽ニ近シ此師ヲ置ク「難カラス延喜式大学寮ニ漢語師アリ故ニ今コノ師ヲ立ツ未得其人カルカユエニ先姑ク和音ニテ從頭直下背誦セシム庶クハコレヲ文辭ヲ措クニ脱誤顛倒ナカラニ」ヲ它日カナラス訳學ヲ置ヘシ此方四道ノ學ニ明法アリ唐律ナルヘシ今ヤ明律ヲ學フニ華語ニ通セサレハ義理ノミヲ以テ推

スヘカラサルモノアリ故ニ学校ヲ設ケ此師ナキハ一大欠事ナリ⁽⁴⁹⁾

中国語教師を置くことが時習館設立当初の意図ではあったが、その実践の記録は未見である。したがって、時習館で漢文直読の方法が恒常に取り入れられたとは考え難く、あくまでも一つの理念として提起されたに止まるであろう。

しかしながら、時習館学規に漢文直読法による漢文教育を明記し、それまでと全く異なる漢籍の読み方を教育現場に導入しようとしたことの意義は大きい。即ち、漢籍で書かれた文章は自文化と異なる他者の言語—中国語—として認識し、中国語の語法に従って読み、理解する方法を、初めて明確に教育界の中で提唱したのである。

(49) 「時習館学規科条大意」(『日本教育史資料』三、卷八)，二〇六丁。